

野路町協議費徴収規約

(目的)

第1条 野路町協議費（以下「協議費」という。）は、野路町に居住する者より徴収し、野路町の発展と自治振興のための事業及び会員相互の親睦と健康増進を図り、住みよい環境づくり事業に寄与することを目的とする。

(協議費の賦課)

第2条 協議費は、3区分に分類する。

(協議費の使途)

第3条 協議費の使途は、野路町内会総会の議決がなければ執行できない。

(協議費・諸会費等納付義務者)

第4条 協議費は、次に掲げる者を義務者とする。

- (1) 野路町に居住する個人
 - (2) 野路町のアパート、マンションに居住する個人
 - (3) 野路町内に存する事業所または店舗等を有する法人等
- 2 前項に定める協議費以外に各種団体等を支援するため、諸会費等を徴収する。
この場合、対象とする団体等の取扱いや、当該団体の活動経緯その他諸事情を加味し、玉川学区4町内と調整し、別に定める「玉川学区4町内会共通諸会費等の支出内訳書」に基づき整理し、処理するものとする。

(協議費納入管理人)

第5条 協議費納付義務者であって、借家、アパート等に居住している者の協議費は、家主を納入管理人とみなします。

(協議費の額)

第6条 第4条第1号に定める者の額は、年額3千円とする。

2 第4条第2号に定める者の額は、次の通りとする。

- (1) ワンルームマンション1戸（20㎡未満）1千円／年額
- (2) 2LDK（40㎡未満）2千円／年額
- (3) 3LDK（40㎡以上）3千円／年額

3 第4条第3号に定める者の額は、次の通りとする。

- (1) 店舗等は、規模に応じて3千円から1万3千円の範囲内で定める額とする。
子細は、3千円、7千円、1万円、1万3千円に区分する。
- (2) 事業所等は、敷地面積に対し、㎡×2.8円で算出した額とする。

（百円未満切捨てとする。）

4 前各項に定めるもののほか、玉川学区内の各種団体等に対する諸会費等(会

費、寄付金、補助金、支援・協力金を含む。)の額は、次のとおりとする。

- (1) 野路町予算において、「歳入歳出予算の範囲の中において応分の額を決め助成する。助成の額は、当該年度においてその都度決定する。」
- (2) 各種団体等への支援又は補助の額は、毎年別に定める額とする。

(協議費の申告)

第7条 第4条に定める納付義務者は、野路町に居住したときは速やかに野路町内会長に届出なければならない。

(協議費の賦課期日)

第8条 協議費の賦課期日は、当該年度初日の属する4月1日とし、その後に居住した者は、月割りで賦課するものとする。

(協議費の納期)

第9条 協議費の納期は、次の通りとする。

- (1) 第4条第1号及び第2号 4月1日～5月31日
- (2) 第4条第3号 5月1日～6月30日

(協議費の未納者の取扱い)

第10条 第4条に定める納付義務者は、協議費の納付を拒否したときまたは滞納したときは、野路町住民としての取扱いを認めないものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は、野路町評議委員会において協議し、野路町内会総会で決定する。

付 則

- 1 この規約は、平成22年3月12日から施行する。
- 2 この規約は、平成27年3月19日から施行する。
- 3 この規約は、平成30年3月16日から施行する。